



みふねが太鼓判!

地元のオススメ情報

出雲市今市町
 慶応元年創業の割烹料理店

割烹
武志屋本店
 食事処
たけ志茶寮

今夏リニューアルオープン!

- たけ志茶寮 / 7月20日(水)
- 武志屋本店 / 7月29日(金)

武志屋本店・たけ志茶寮

SHOP DATA
 〒693-0001 鳥根県出雲市今市町本町1626-2 ※ホテル武志山荘とは場所が違います
 TEL 0853-21-0063 ●不定休 ●駐車場 / 店前無料駐車場 7台
 ●営業時間: 昼11:30~14:30 夜17:00~20:00
 ※御会席・御宴会はご予約時に柔軟に対応致しますのでご相談ください。

この度、割烹・食事処そろってリニューアルオープン!
 宴会・会議にご利用いただける大小の和室を備えています。
 各種ご宴会・ご会合・お祝い・ご法要など承ります。

社長からみなさまへメッセージ

「出雲」というところ

神話、縁結び、大社、蕎麦、駅伝、たたら・・・
 皆さんは何を連想されますか?

全国から良縁や美味しいものを求め、歴史を感じる為に
 沢山の方々に訪れて頂いております。

そして今度は出雲高校野球部が全国に「出雲」を轟かせて
 くれました! 決して神様のお力でなく目標をもって
 こつこつ努力した結果ですね。当社もお客様に感動を
 覚えて頂けるよう、こつこつ技術を磨いて参ります!

雲出ずる国出雲・・・雲が湧きあがる様子を表した様子との事
 以前神在月のある日、ふしぎな空を覗きました。
 夕方の太陽の周りとそのすぐ近くに不思議な虹
 これはやっぱり神様のおかげでしょうか?
 「神様はいつもあなたのそばにいる」を感じた一瞬でした。
 皆さんのそばにもきっと・・・

代表取締役 金築 邦彦

和の家完成見学会 開催

9/3(土)・4(日) 10:00~17:00 **当日は事前準備のため完全予約制**です。
 当日までにご連絡ください。

ところ: 出雲市今市町

現地へのアクセス等、詳しくはご予約時にお伝えいたします。

お問い合わせ・ご予約は

0120-20-7124 または 営業部担当: ひいらぎまで 080-2933-0048

みふねプラザは、弊社2階です。

お願い 空き家の古民家情報をお寄せください。

住まいについてのご相談など詳しくは
みふねぐみ 検索

地元の話や暮らしに役立つ みふねからの情報誌

みふねっと

Mifune Communication Paper MIFUNETWORK Vol.488 夏号

みふねの古民家再生プロジェクト——時を紡ぐ家



北側の暗く使っていない部屋を明るく有効に使える部屋にし、低かった天井を取っ払い梁を出し広々とした空間に仕上げました。また、古い空間の中にも現代の使い勝手の良い設備を使用し、今の生活スタイルに合わせた間取りです。



木のぬくもりに包まれながら、時を超え、時を紡ぐ空間が広がります。



心遊び、夢を創造る。 遊ゆうそう創の家 vol.4



新築

家族の願いを叶えた家

ご主人のシンプルにスタイリッシュ、奥様の「かわいくのそれぞれの想いを取り入れました。建物の特徴は、総2階のシンプルな長方形の立面にインパクトを付ける為にキューブ状の凹凸をつけ、中に入れば大空間の吹き抜けに鉄骨階段をつけ、存在感の無いシンプルな作り。建具も天井と同じ高さにし、壁と一体化になるよう、又、黒と白のモノトーンでまとめ、スタイリッシュに仕上げました。



白と黒のコントラストが目立つ外観



鉄骨階段も開放感を与えています



閉めると完全にプライバシーを守り、開ければ壮大な開放感。



広々とシンプルな室内



機能的で動きやすいシステムキッチン



階段と雰囲気に合わせて鉄の手摺に!

設計・施工：(株)御船組

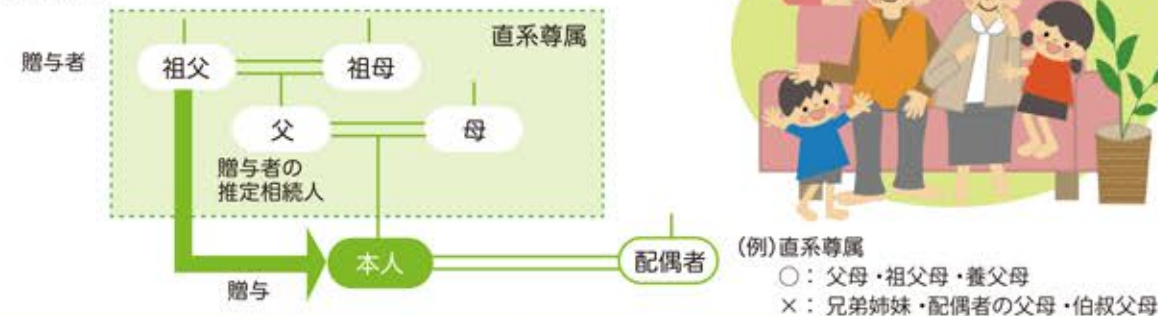
設計事務所様とのコラボも提案致します。

住まいの
お役立ち情報

住宅取得の際 非課税で贈与を受けられます

父母や祖父母など直系尊属から住宅取得のための資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たす場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。

【参考】親族関係



住宅取得等資金の非課税

平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得のための金銭の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

※注)平成26年以前に住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方は、この非課税の適用を受けることはできません。

住宅用の家屋の 新築等に係る契約の締結日	住宅用の家屋の種類	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年1月1日から平成29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から平成30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から平成31年6月30日まで	800万円	300万円

注1：省エネ等住宅とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋または高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋をいいます。

注2：住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができるのは、平成31年6月30日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結している場合に限りです。

